

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 3 月 1 3 日

各都道府県介護予防事業担当者 殿

厚生労働省老健局老人保健課

### 地域支援事業における介護予防事業の取扱いの変更等について

介護予防事業の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域支援事業における介護予防事業については、平成 2 1 年度より、以下のとおり、いくつかの取扱いの変更や明確化を行いますので、必要な準備を進めていただきますよう、管内各市町村等に周知願います。

#### 1. 要介護認定における非該当者を特定高齢者の候補者とみなす取扱いについて

地域支援事業における通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業（以下、「事業」という。）の対象となる特定高齢者を把握するため、現在、各市町村等においては、基本チェックリストを実施して特定高齢者の候補者（以下、「候補者」という。）を選定していただいているところです。

要介護認定における非該当者については、平成 1 9 年度老人保健健康増進等事業「認定調査における非該当相当者の基本チェックリストにおける特性の分析」によると、要介護認定モデル事業実施市町村における一次判定非該当者のうち、7 8 . 3 %の者が候補者に相当することが判明しました。

非該当者のほとんどは、何らかの介護予防サービスを受けることを希望し、要介護認定を申請していることから、来年度より、要介護認定において、自立（非該当）と判定された者を候補者とみなすこととします。

具体的には、要介護認定の担当部局と連携し、非該当者に関する情報を把握して、生

活機能評価の受診を勧奨（医療機関等を紹介するなど）していただくこととなります。

この場合の生活機能評価においては、基本チェックリスト、生活機能チェック及び生活機能検査を全て実施する必要があります（基本チェックリストにおいて、候補者の基準に該当しない場合であっても、生活機能チェック及び生活機能検査は必須となります。）。

※ なお、非該当者に対する生活機能評価を特定健診等と同時実施で行う場合、費用の請求について不都合が生じる可能性があります。

具体的には、国保連合会が行う特定健診等データ管理システムの支払処理においては、基本チェックリストの結果をもとに市区町村内での費用負担先の判定を行っていることから、非該当のうち、基本チェックリストにおいて候補者の基準に該当しなかった者については、検査の費用が、介護保険特別会計ではなく、それ以外の費用負担と判定される可能性があります。

このような事が生じた場合は、介護担当部局において非該当者を把握して、適切な会計処理が図られるよう、関係部局等と調整を図る等の対応が必要となります。

## 2. 特定高齢者の取扱いの変更に伴う対応について

特定高齢者については、①ハイリスク者の的確な同定が困難である、②事業への参加勧奨等が負担である、③事業の事業評価が困難である等の指摘をいただいております、来年度より特定高齢者の取扱いの一部を変更する予定です。

具体的には、市町村等は、特定高齢者に対し、特定高齢者に決定した年度及び次年度以降における生活機能評価並びに事業を、次のように実施します。

- a 年度内に一回以上は、生活機能評価を実施すること。
- b 年度内に一回以上生活機能評価を実施しなかった特定高齢者については、実施しなかった年度から、再度特定高齢者に決定するまでは、特定高齢者として取り扱わないこと。
- c 事業の対象となる特定高齢者については、生活機能評価を実施した上で、又は、生活機能評価を年度内に受診する意思を確認した上で、事業に参加させること。
- d 事前に生活機能評価を受診することに同意し、事業に参加した特定高齢者については、年度内に生活機能評価を受診しなかった場合であっても、当該年度の特定高齢者として取り扱うこと。尚、この場合、次年度以降は、再度特定高齢者に決定するまでは、特定高齢者として取り扱わないこと。
- e 年度内に生活機能評価を受診しなかった特定高齢者であっても、当該特定高齢者が参加する事業が次年度にわたり継続する場合、例外的に、当該事業が終了するま

では、特定高齢者として取り扱うことができること。

以上が原則的な取り扱いですが、市町村等が弾力的な運用ができるようにするため、平成21年度については、平成20年度中に生活機能評価を実施していない者に対しても、市町村等の判断で、特例措置として、当該者に平成21年度の生活機能評価を実施するまでは、特定高齢者とみなして事業に参加させることができることとします。ただし、特例措置に当たっては、当該者にできるだけ早く生活機能評価を実施することとします。

これらの、特例措置を行った事例については、今後、事例数等を調査をさせていただくことが考えられますので、情報を把握いただきますようお願いいたします。

### 3. 候補者の取扱いについて

候補者についても、特定高齢者の取扱いの変更に伴い、来年度よりその取扱いを明確化いたします。

具体的には、市町村等は、候補者に対し、候補者に選定された年度の次年度以降における特定高齢者把握事業について、次のように実施します。

- a 年度内に一回以上は、生活機能評価を実施すること。
- b 年度内に一回以上生活機能評価を実施しなかった候補者については、実施しなかった年度から、再度候補者に選定するまでは、候補者として取り扱わないこと。

以上が原則的な取り扱いですが、市町村等が弾力的な運用ができるようにするため、平成21年度については、平成20年度中に生活機能評価を実施していない者に対しても、市町村等の判断で、特例措置として、当該者を候補者と取り扱うことができることとします。

これらの、特例措置を行った事例については、今後、事例数等を調査をさせていただくことが考えられますので、情報を把握いただきますようお願いいたします。

### 4. 特定高齢者の決定方法等の明確化について

特定高齢者の決定については、決定方法等が不明確である等の指摘をいただいております、来年度よりその取扱いを明確化いたします。

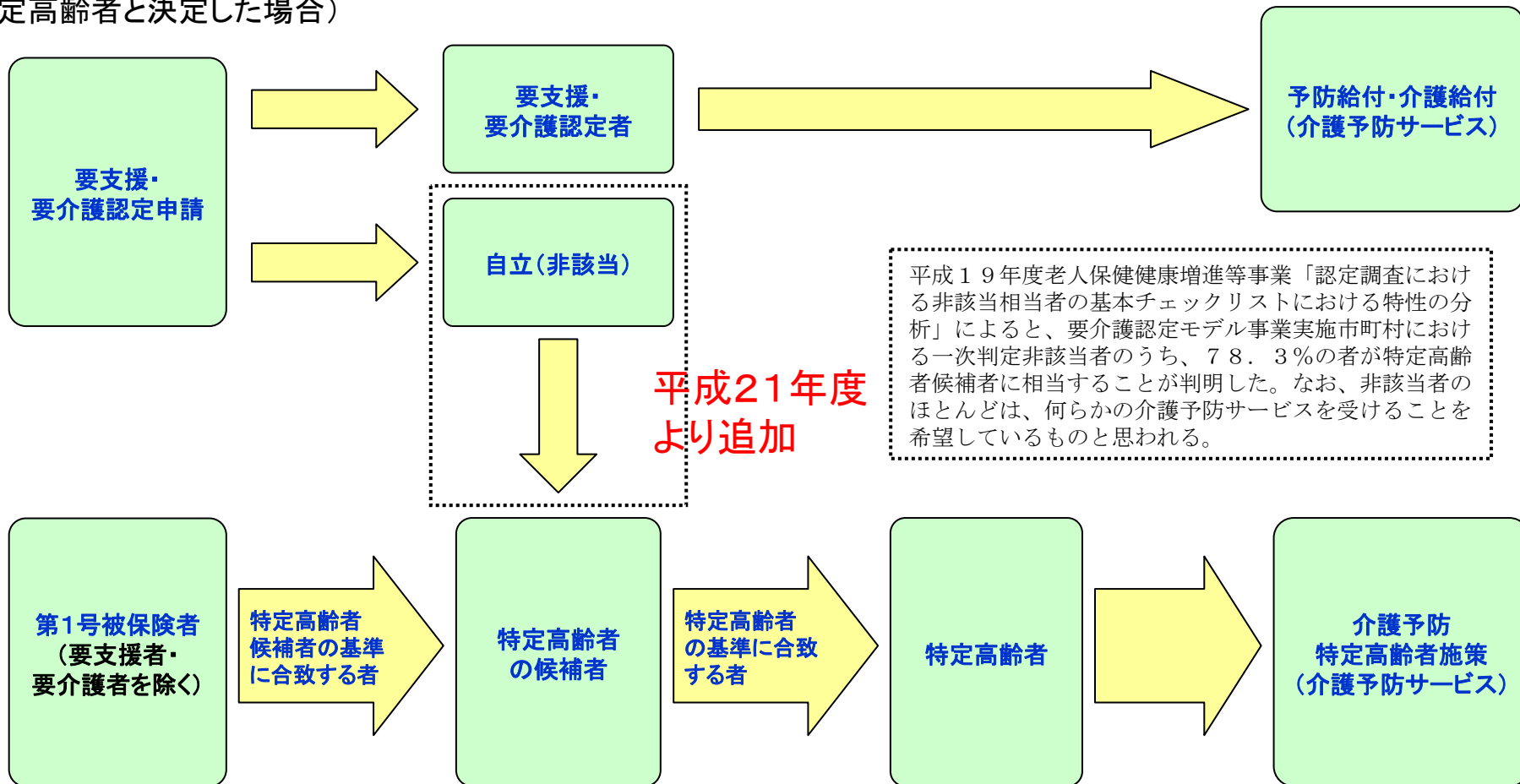
具体的には、候補者に選定された者について、医師が、生活機能評価の結果を勘案して、生活機能の低下の有無等について総合的に判断し、市町村等は、その判断を踏まえて、特定高齢者等を決定するという形で整理することとします。

# 要介護認定非該当者を特定高齢者の候補者とみなす取扱いについて

○現在、特定高齢者の候補者は、基本チェックリストによって選定されることとなっているが、平成21年度より、さらに、要介護認定において自立(非該当)となった者についても、特定高齢者の候補者として取扱うこととする。

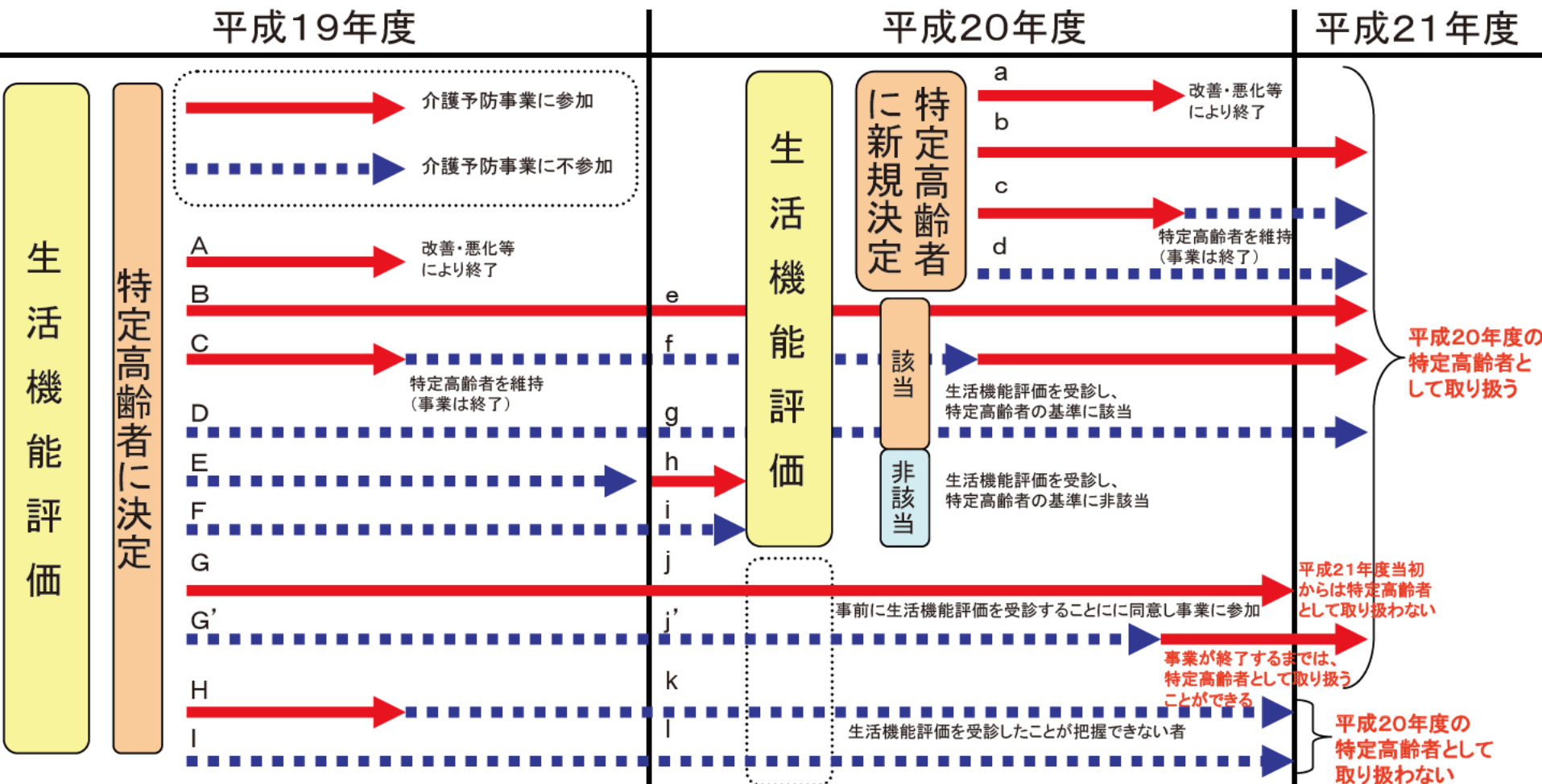
○当該取扱いによる全ての特定高齢者の候補者に対しては、基本チェックリスト、生活機能チェック及び生活機能検査の全てを実施する。

○サービスを希望する非該当者に対して、介護予防特定高齢者施策による介護予防サービスを提供することができる。(特定高齢者と決定した場合)



# 特定高齢者の取扱いの明確化について

- 市町村は、特定高齢者に決定した者に対して、決定した年度の次年度以降において、年度内に一回以上生活機能評価を実施しなかった特定高齢者場合は、実施しなかった年度から、再度特定高齢者に決定するまでは、特定高齢者として取り扱わないこととします。(k, i)
- 市町村は、特定高齢者に決定した次年度以降も引き続き介護予防事業の対象となる特定高齢者に対しては、生活機能評価を実施した上で、又は、生活機能評価を年度内に受診する意思を確認した上で、事業に参加させることとします。
- 事前に生活機能評価を受診することに同意し、介護予防事業に参加した者については、年度内に生活機能評価を受診しなかった場合であっても、当該年度の特定高齢者として取り扱うこととします。この場合、次年度以降は、再度特定高齢者に決定するまでは、特定高齢者として取り扱わないこととします。(j)
- 年度内に生活機能評価を実施しなかった特定高齢者について、次年度にわたり継続して事業に参加する場合は、例外的に、事業が終了するまでは、この者を特定高齢者として扱うことができることとします。(j')



# 特定高齢者の候補者の取扱いの明確化について

市町村は、特定高齢者の候補者に選定した者に対して、選定した年度の次年度以降において、年度内に一回以上生活機能評価を実施することとし、実施しなかった年度から、再度特定高齢者の候補者に選定するまでは、この者を候補者として取り扱わないこととします。

平成19年度(前年度)

平成20年度(当年度)

平成21年度

